

40622

教科書文庫

4
110
51-1915
2000 66150

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

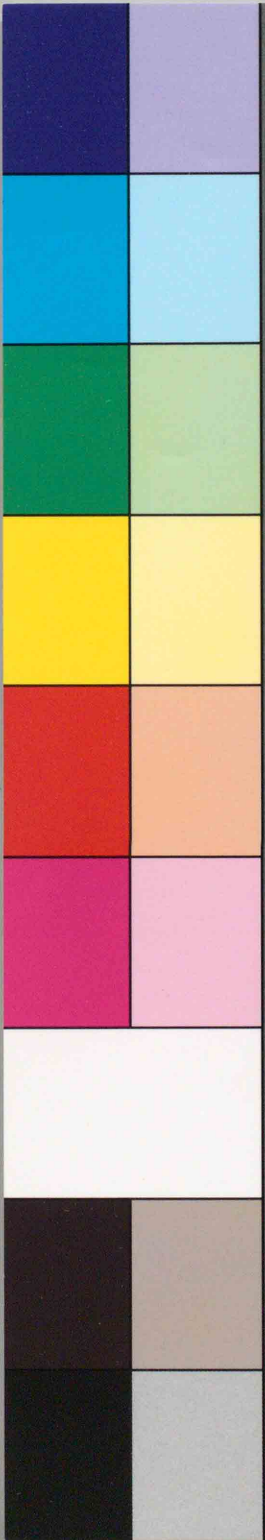
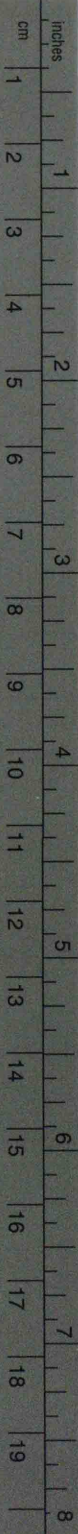


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



5a
110
13

師範修身書 六



資料室
日十二月一年四正大
濟定檢省部文

5a
110
大3

版改月二十年三正大

嘉納治五郎
亘理章三郎
合著

師範修身書六

東京 金港堂書籍株式會社

葦原千五百秋之瑞穗
國是吾子孫可王之地
也宜爾皇孫就而治焉
行矣寶祚之隆當與天
壤無窮者矣



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義

勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

詔 書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ
成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

五箇條ノ御誓文

明治元年三月十四日

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先
ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全
ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

軍人へ勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬
つから大伴物部の兵ともを率る中國のまつろはぬものともを
討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしよ
り二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制
の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制に
て時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡
兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制
度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人な
と設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて
朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古
の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權

は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の
大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の
様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとは
いひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺
閑しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰
へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ
朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ
忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大
將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海
内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて
朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤
なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重き
を知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の

光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建
定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下
には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきもの
にあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大
權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんこ
とを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を
股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき
朕が國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまるらす
る事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さるるとに
由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂
を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にす
へし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡
さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界

の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓
諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ
一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの
誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此
心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれす軍人にし
て報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長する
も猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠
節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國
家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是
國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只々
一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛
よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受く
るなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より上一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいと貴

へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふましか況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れす己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあら

んこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己が分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はし始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとも守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへ

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ

輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閒にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の

公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に
 遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生
 舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

師範修身書 六 目次

第一章	國民的自覺	一
第二章	我が國性の根本義	六
第三章	我が國根本性の由來	一一
第四章	祖先敬慕	一五
第五章	忠	二一
第六章	孝	二五
第七章	忠と孝	三一
第八章	忠君と愛國	三六
第九章	神道	四二

第十章	佛教	四八
第十一章	儒教	五一
第十二章	國學	五六
第十三章	武士道(上)	六一
第十四章	武士道(中)	六七
第十五章	武士道(下)	七三
第十六章	明治維新と國民道德	七九
第十七章	維新後の西洋文明と時代思潮	八四
第十八章	教育に關する勅語	九〇

目次終

師範修身書 六

嘉納治五郎
 巨理章三郎
 合著

第一章 國民的自覺

一身一家の道德は、一身として又家族の一員としての自覺に始り、國民道德は國民としての自覺に始る。國民的自覺とは、單に名義上其の國民たることを知るに止らず、己の國民生活を爲しつゝあることを自ら知ることなり。國家といふ組織的社會の一員にして、國

と自己とは一體の關係を有し、常に活きたる氣脈を通じてつゝありといふ自覺なり。身體と其の細胞との如く、共に盛衰消長するものなりとの自覺なり。國民生活は國性の發現せるものなるを以て、其の國性の如何なるものなるかを知るにあらざれば、國民的自覺は、未だ其の根柢に透徹せるものといふべからず。國性の要求する所を自覺せば、國家の理想を立つるを得べく、理想立ちて此に國民の道徳行はるゝを得べし。國民的自覺の深遠なるに隨ひて、益崇高なる國民の理想を立つるを得べく、國民的自覺の切實なるに隨ひて、其の道徳は益實地に適するを得べし。

吾人は日本國民なり。されば、我が國性を自覺して、我が國の理想を明にし、我が國民としての道徳を修めざるべからず。何れの國家にも、其の國の特性あるものなれば、之に本づいて特有の國民道徳の存すべきこととは、當然の理なり。我が國民にして我が國特有の道徳に暗からば、其の道徳といふも、實は漠然たる空想に過ぎず、先づ靴を造りて足を強ふるが如く、一般の形式に拘りて、我が國の實質を毀損するに至ることあるべし。殊に、吾人は現代の國民なり、現代に活き現代の國家を組織せるものなり。されば、現代の實際に處して、適切なる道徳を講ぜざるべからず。單に過去の追懷

に止るべからず、又徒らに未來の空想に耽るべきにあらず。

されども、現代の解釋は、時勢の外面を窺ひて、其の真相に通じ得べくもあらず。「故を温ねて新しきを知る、現代は過去の歴史の成果にして、又將來の原因たるものなり。」是の故に、肇國の古に遡りて、更に前途の發展を思ひ、往を彰にし來を考へ、以て現在の立脚地を明にして之に處する道知らざるべからず。個人の性格が其の生來の發展の迹に徴して、最も明に知るを得べきが如く、國性も亦之を國家既往の歴史によりて、最も明に之を察するを得べく、其の道徳とせるもの、得失

も、亦國史の成迹に鑒みるを得べし。是れ、國民道徳の歴史的研究の極めて重要なる所以なり。

又、國民の自覺を明確にする爲には、廣く世界の事情に通ぜざるべからず。外の刺撃によりて、内に自ら省みる機會を作り、外と對比することによりて、内の自覺は一層明確となるに至るものなり。我が國の歴史を通觀するに、外國と交通し其の文明に接するに方りては、時として人心外に向ひて内を忘るゝが如き弊なきにしもあらざりしが、次第に我が國性の自覺を明確にするに至れり。

故に、内に自國の歴史を本とし、外に他國の事情を參

して、我が國性を自覺し、倫理學的研究を加へ、我が國の理想を明にして、之を現代に實現する所以の道を講じ、之を系統的に組織して、其の實踐を力むるときは、此に我が國民道德の本義を發揮するを得べし。

第二章 我が國性の根本義

我が國性の最も特殊なるは、萬世一系の皇統を中心として國家の組織せられ、而して國運の永久に隆昌する處に存す。天祖の御誓、萬古猶新にして、寶祚の隆なること、天壤と共に窮なきは、幾千年の歴史之を證して餘あり。是れ世界唯一の貴き事實にして、我が國の群

邦に卓出して最大光榮を有する所なり。

皇統一系の信念は、國家の肇造と共に深く人心に根ざし、立國の大義として牢として動すべからず。而して又最も合理的なる信念なりとす。大殿祭の祝詞には、

此の天津高御座に 天津日嗣を 萬千秋の長
秋に 大八洲豊葦原の 瑞穂の國を 安國と 平
らけく 知るしめせと 言寄さし奉り賜ひて」

とあり。文武天皇は即位の初に勅して、
高天原に 事始めて 遠天皇祖の 御世 中今に
大八洲に 皇始めて 天孫降臨の 御世 中今に
至るまで、天皇が御子の 生れまさん 彌繼々

高天原に事始めて天孫降臨の御世中今に
大八洲に皇始めて天孫降臨の御世中今に
至るまで、天皇が御子の生れまさん彌繼々

に大八島國知らさん次と天天照大神つ神の御子なが
 らも天天照大神に坐す神のよさし奉りしまにく（聞
 しめし來る天照大神此の天津日嗣高御座の業
 と宣へり。柿本人麿は

「葦原の水穂の國を天地の寄合ヨリアヒの極み知ろ
 しめす神の命ミコト」（海軍）

と歌ひ奉れり。天孫の降臨ましますに當りては、大國
 主命は國土を獻げ、天孫の皇居を西邊に奠め給ふや、國
 神は之に敬事し、神武天皇の都を大和に遷し給ふや、饒
 速日命は賊首を戮して歸順せり。天智天皇は入鹿を
 誅して賊黨を諭すに「天地開闢より君臣始めて有るこ

とを以てし給へり。和氣清麿は「我が國開闢以來君臣
 の分定めり」と覆奏し奉れり。

建國以來治亂あり盛衰あり、時に權門勢家の專横を
 極めしことなきに非ずといへども、國家民人は上に皇
 室を戴きて統治せられざりしことなし。武門霸府を
 開き政權を握りて專横を極めたる時といへども、皇室
 を奉戴して名分を守りたりき。戰國の世群雄蜂起し
 て天下麻の如く亂れ、皇室の式微甚しき時といへども、
 群雄の心を傾けたるは、實に皇室なりき。或は貲を獻
 じて奉戴の意を表し、或は爵位を受けて一門の榮とし、
 日葵の常に太陽に向ふが如く、皇室を中心として之に

嚮ひ之に近づかんことを力めたりき。

明治維新の初め、幕府政權を返上して、國體の常道に復したるは、國家の統一を完全にし海外萬國と並立せんとするには、政令の一途に出でざるべからざるに因る。幕府既に政權を返上し、諸侯次いで版籍を奉還し、全國の制度一變して、社會の動搖甚しき時に當り、速に圓滿なる解決を告ぐるを得たるは、世界の歴史に類例なき所にして、實に皇室の上在して民心を統攬したまへるが爲なり。其の後、國運年を逐うて興隆し、強國と戦ひて勝利を收めたるも、億兆の國民舉つて上御一人の大御心を心として力を協せられたればなり。我が國

が未來永遠に發展するにも、亦一に此の特異の國性に基づかずんばあるべからず。

第三章 我が國根本性の由來

如何なる國家といへども、其の存立するに方りては、國運の永久不滅なることを期せざるものなし。されども、其の事實は常に此くの如きを得ず。古より無窮不易と稱へられし羅馬の都府も、蠻族の蹂躪に歸して亡國の悲を殘せり。秦の始皇は、六國を殘滅し支那全土を統一して自ら始皇帝と號し、二世三世より數へて千萬世に至り、以て帝位を無窮に傳へんことを期した

りしも、僅に三世にして亡びたり。然るに、我が國は天祖の神勅儼として事實の上に光を放ち、永久に渝ることあらず。是れ、我が國性の由來發展に於いて、當に然らざるを得ざるものあるなり。皇統の一系を以て我が國性を説明するは、事最も簡單なるが如きも、其中甚だ深遠なる理義あり、我が國民道德は、すべて此の根本義によりて其の系統を立つるを得べし。されば、此の根本義を自覺することは、我が國道德の神髓に徹底する所以にして、最も力を用ふべき所なり。

我が國根本性の由來とは何ぞや。皇室と國民との關係是なり。我が國民は、皇室を本宗として繁榮した

る一大家族に外ならず。人民ありて然る後君主の立ちたるにあらず。君民は同祖にして血族の親あり。後年他國より歸化せし者も、皆同化して遂に差別なきに至れり。故に、我が君民の關係は自然にして、父子の天縁と同じく、永久にして且つ絶對なり、變ぜんと欲するも亦變じ得べからず。皇統一系永遠に窮なく、皇位の尊きこと天日の如きもの、豈偶然ならんや。

我が國成立の由來此の如きを以て、君民の間に仁愛忠誠の美徳行はるゝも亦自然の事なり。君の民に臨ませ給ふや、猶父母の子に於けるが如く、民の君を仰ぐや、子の親に事ふるが如し。君愛し臣慕ひ、上下の閑和

氣靄々として、此に一大國家を成すに至れり。かの強者が弱者を征服し、威力を以て秩序を維持する者とは、固より同日の談にあらず。會澤安日（元、世論者、新論、著者）はく、帝王の恃（た）みて以て四海を保ち、久安長治にして天下動搖せざるものは、萬民を畏服し、一世を把持する謂にあらず。億兆一心、皆其の上を親んで離るゝに忍びざるの實、誠に恃むべきなり」と。我が國性は、其の由來よりして、最もよく此の實を具備せるものなり。

されば、我が君民の間は、權力を基礎とする單純なる政治關係にあらず、天縁と仁愛とを基礎とする自然關係なり、道德關係なり。皇室の國民に於けるは、恰も首

腦の四支百骸に於けるが如く、一體の有機的組織を爲すものにして、兩者相共に離るゝを得ず。此の如きは他國に類例の存せざる所なり。故に、他國の君臣の關係を以て、我が君臣を視んとするは、誤れるも亦甚しきものなり。此の國性は、實に我が國根本の生命ともいふべきものにして、之に率（ひき）ふは、即ち我が國の無疆に興隆する所以なり。

第四章 祖先敬慕

我が國の根本性が發現して、我が國の道德を成せる中、特に注意すべきは祖先敬慕の風なり。

あまつ神 國つやしるを天神地祇いはひてぞ

我が葦原の ぐにはをさまる

我が國の君道も、臣道も皆此の祖先敬慕の精神を本として行はる。此の精神は實に我が國民の道德意識の中核をなせるものといふべし。皇祖皇宗の建國の規模宏遠にして、其の恩徳は實に萬世に光被す。吾人の祖先は皇室を奉戴して尊嚴絶美の國體を萬年に傳へたり。尊崇思慕の情已むべからざるも、固より其の所なり。

祖先敬慕の風は、やゝもすれば徒に往昔を追懷して、保守の弊に陥り、舊習に拘泥して萎微振はざるに至る

こと少しとせず。されども、我が國の祖先敬慕の本義は、決してかゝる消極的のものにあらず、最も積極的に最も進歩的なるものなり。眞に祖先を敬慕するものは、必ず其の遺志を紹述せんことを思ふ。我が國祖先の意志は、すべて天祖の神勅によりて表現せらる。此の神勅を奉體して國運を無窮に發展せしむるは、即ち最もよく祖先天命に事ふる所以なり。我が國が世界の舊邦にして、其の命日に新なる所以のもの、此に存す。皇孫の降臨せさせ給ふに際し、天祖手づから寶鏡を授けて宣はく、「吾が兒天孫此の寶鏡を視ること當に吾を視るが如くすべし。與に殿を同じうし、牀みを共にし、以て

齋鏡とせよ」と。我が國敬神の本義、實に此に在り。歴世祭祀を以て最大重典とし、唯其の至らざらんことを恐れ給ふは、祖宗の德澤を感銘して、至誠の孝情を伸べ、祖宗の宏猷を恢弘して、經國濟民の天職を盡させ給ふ所以なり。

九重城巖

九重に 今もますみの 鏡こそ、

なほ世をてらす 光なりけれ。

是れ後村上天皇の御製にして、天祖の威靈を仰がせ給ひ、昭々たる明訓神勅千載猶一日の如きを思し召し、ものなるべし。龜山天皇の御製に
すべらぎの 神のみことを 受け來つゝ、

いやつぎくに 世をおもふかな。

これ祖宗の遺訓を奉じ、歴世相承けて、國の爲に勞し給ふ大御心を詠ませ給ひしなり。

國民の皇祖皇宗を仰ぐや、又他國民に見るを得ざる

特殊の情誼を存す。吾人の祖先は、皆天覆地載の皇恩

に浴し來り、赤誠を捧げて此の皇恩に報いんとせしものなり。

之を思へば、尊崇の至情油然而として起らざる

を得ざるなり。古人の歌に曰はく、

大君を さきくといはふ さく鈴の

五十鈴の宮を 誰かあふがぬ

と。神を敬する心は君に忠なる心となり、君に忠なる

心は神を敬する心となる。皇祖皇宗の威徳は、實に我が國體の淵源する所にして、皇國の永久に安泰なるは、職として之に由らざるはなし。古歌に

あきつしま 神のをさむる 國なれば、

君もしづかに 民もやすけし。

といへるは、よく此の意を表せるものといふべし。

國民が其の祖先を敬慕するは、皇室の祖宗に對せさせ給ふと異ならず。名臣の神社には、皇室よりも禮遇を賜ひ、國民は其の祭祀を營み、其の忠烈を仰ぎ、功業を慕ひ、己も亦至誠公に奉じ、誓つて祖先の名を辱めざらんとす。斯く、祖先を敬慕し祭祀を營むは、過去の追憶

に止らず、我が皇國をして益興隆せしむる一大動機たり。吾人は我が國敬神の風に特有の意義あることを知らざるべからず。

第五章 忠

我が國の特性既に此の如きを以て、我が國の臣道にも亦甚だ大なる特色を有す。我が國の忠の特色は、國民の絶對普遍の主徳たるにあり。

我が國民は、如何なる場合にても忠の道に違ふべからず。他國にては「君、臣を使ふに禮を以てすれば、則臣君に事ふるに忠を以てす。」我を撫すれば則后、我を

八十伴緒表
伴組

虐すれば則讎など、君臣の道を關係的に見たるもの
 あれども、我が國にては天地のあらん限り、君臣の分義
 は易ることなし。大伴家持の歌に
 天地の 初の時ゆ^り うつそ^{規身}みの 八十伴緒は 大
 君に まつろふものと 定めたる つかさ云々
 とあるもの、即是れなり。
 普天^{詩經}の下王土にあらざるなし。率土^殊の濱王臣にあ
 らざるなし」との語は、我が國に於いて最も完全に其の
 意義を爲すものなり。他國にては、王家の俸祿に衣食
 する者にのみ、責むるに忠節の臣道を以てし、一般の人
 民は王家の盛衰に冷淡なるが如きことあれども、我が

君臣の關係に於いては、決してさることのあるべき理
 なし。山上憶良が ^{隨喜} 天へ往かば 汝がまに ^地 地ならば ^{大王} 大王いま
 す この照す 日月の下は ^天 天雲の ^聞 聞き食す
 はみ たに ^國 國のまほらぞ ^さ さわたる際み ^聞 聞き食す
 と歌へる如く、我が國民たるもの一人として忠君の道
 の外にあるものなく、其の皇室を仰ぎ奉る情は、官爵の
 有無業務の公私に依りて、差別あるべきにあらず。
 皇位は我が國家組織の中樞なれば、忠の徳は國民と
 しての最高の徳なり。他の諸徳は皆忠を主とするこ

とによりて成立す。

大君の みことかしこみ
る 父母をおきて

いそにふり 海原わた

「今日よりは 顧みなくて 大君の 醜（この）の御楯と
出で立つわれは」

君命を畏みて父母妻子に別れ、決然郷國を去つて奉公の途に就くは、實に上世以來我が民道の常にして、忠君の大節の前には、一切の事情を顧みず。

「大君に 堅く仕へ 奉らんと 我が命 永くもがもと」

己が長命を希ふも、奉公の道にいそしまんが爲なりと

進喜祝詞

し、

「海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 邊にこそ死なめ 顧みはせじ」

義勇公に奉じて、始めて大丈夫の死所を得たりと爲す。而して其の奉公の道を勵むは、一に敬愛の至誠より出づ、敢へて他意あるにあらず。「明き淨き直き誠の心」を以て事へ奉るを理想とし、

「天皇がみかどを 平らけく安らけく 足らし御世の 茂（い）し御世に 齋（い）ひ奉り 常磐（トキハ）に堅磐（カキハ）に 福（フク）へ奉り」

とて大君の爲に祈り奉り、「御民われ」と稱して皇室の恩

波に浴せるを光榮とし、天皇をば現御神と尊び奉れり。此等は實に我が國民の忠が上世にあらはれたる思想と事實となり。吾人は我が臣道の淵源を尋ねて、其の善且つ美なるに感嘆せずんばあらず。

第六章 孝

我が國の家は、祖先より子孫に通じて一體の組織をなせるものにして、上世に於いては氏族の制度を爲し、國家組織の要素を成せり。氏族の制度とは、支家を宗家に統一する制度にして、一門一族は其の氏の長たるものに統率せられて職業を世襲し、以て各氏族の總本

孝

宗ともいふべき皇室に事へ奉りしなり。而して家族は其の家の祖先を主とし、氏族は其の共同の祖先を本とし、是によりて其の統一を成せり。本居宣長は上世の氏族生活の實況を記して、古の大御代には、下が下まで、たゞ天皇の大御心を心として、ひたぶるに大命をかしくこみ、おやびまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのもく、祖神を齋祭りつゝ、ほどく、にあるべき限りのわざをして、穩しく樂しく世を渡らふ外なかりきといへり。

是を以て家族氏族の道德は、父祖に對する孝道を主とし、祖神の名の下に團結して、家系を尙び家名を重ん

じ、其の職分に精勵して、門葉を後世に繁榮せしめんことを期せり。古史に武甕槌神が征討の大任に推薦せられし時の事を記して、「天石窟に住める神、稜威雄走神の子甕速日神。甕速日神の子燖速日神。燖速日神の子武甕槌神」といへるなどは、後世武士が戦場にて讀みたる氏文を想はしむるものあり。大伴の家持は、一族を諭すに、

「大伴の 遠つ神祖の 其の名をば 大來目主と 負ひ持ちて」

といひて、先づ祖先の名を擧げ、爾來世々相承けて奉公の道に忠勤を抽んでたる名族なることを以てし、

「大伴の 遠つ神祖の 人の知るべく」

といひ、又「おほろかに 心おもひて 空言も 祖の名絶つな

大伴の 氏と名に負へる 大丈夫の輩」

と訓戒し、且つ激勵を加へたり。女子も、其の家に嫁しては、其の氏の祖名を重んじ、其の道に淬勵したり。上毛野形名が蝦夷を討ちて敗死せんとするに當り、其の妻は慷慨して夫を勵し、「汝の祖等蒼海を渡り萬里を跨えて水表の敵を平げ、威武を以て後葉に傳へき。今汝頼に先祖の名を屈かば、必ず後世の爲に嗤はれなん」と

いひて士氣を鼓舞して賊を退けたり。

上世の氏族制度は政治上社會上久しく存續せしが、同族の繁衍と時勢の變遷とによりて次第に氏族の混同を來し、星霜幾度か推移する間に家系世數亦漸く明ならず。かくて昔日の制度は次第に消え、一家を單位として國家の中に相融合するに至りたるもの、是れ我が國の現状なり。是を以て往昔の氏族制度は之を今日に見るべからずといへども、現代の家族生活は上世の氏族生活より更に進みて、直接に皇室を中心とし、國家的意義を多くしたるものに外ならず。されば、我が國家族道德の淵源を上世に尋ね、其の精神の儼として

萬世に通ずるものを取りて、之を現時に適用せざるべからず。

第七章 忠と孝

我が國體は萬世不易にして、國と家とは一體の組織を爲して發展し來れるを以て、家族生活と國民生活との間に矛盾を生ずる所なく、父祖と子孫との間に、國民として其の道を異にすべき事情の存することなし。吾人祖先の職分は忠良の臣民たるにありき。其の子女を養育するも、亦單に一家の私を營むが爲にあらず、君國の爲に忠誠を盡さしめんとするにありき。之れ

を繼述して至誠公に奉ずるは、即ち吾人の父祖に孝なる所以なり。我が國道德の特質たる忠孝一致の教義、實に此に在り。
 景行天皇の御世、彦狹島王、東國の都督を命ぜられ、未だ任に赴かずして薨ず。東國の民之を悲み慕ひて已まず。天皇乃ち其の後任を王の子御諸別王に命じ給へり。御諸別王、天皇の命を承け且つ父の業を成さんと欲し、往いて善政を施き、恩威並び行はれしかば、東方久しく事をかりき。是れ即ち忠を以て孝と爲すものなり。大伴氏の一族は、其の家訓を守り、義勇公に奉ずるを以て大孝と爲せり。聖武天皇が大伴氏に賜へる

勅語にも、子は祖の心成す、いし子にはあるべし。此の心失はずして、明き淨き心もちて仕へ奉れ」とあり。而して、是れ獨り大伴氏に限るにあらず、各氏各族の道なり。孝謙天皇は詔して、己が家々、己が門々、祖の名失はず、いそしく仕へ奉れ」と宣へり。他の國の教にては、孝の爲に忠ならんとするが如き傾の存するものあれども、我が國に於いては然らず。忠と孝とは一體なり。我が國の孝が、單に親の一身に奉ずるを以て足れりとせず、社會的積極的の意義を帶ぶるを特色とするも、亦忠孝一致の我が國性に基づくなり。大伴家持が「慕振勇士之名歌」と題して

「ちのみの父の命はをばの母のみこと
 おほろかに心盡して思ふらん其の子なれや
 も丈夫や空しくあるべき梓弓末ふりおこ
 し投矢もち千尋射わたし劍大刀腰にとり
 佩きあしびきの八峰踏み越えさし任くる
 心障らず後の代の語り繼ぐべく名を立つべ
 しも」

と歌へるは、身は父母の遺體なるを以て、職任の存する
 まにく、弓箭を執り刀劍を帶し、嶮岨を踏破して武勳
 を建てんとせるものなり。儒教の君に事へて忠なら
 ざるは孝にあらざるなり。官に莅みて敬ならざるは

孝にあらざるなり。戰陣に勇なきは孝にあらざるな
 り」といひ、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母
 を顯すは孝の終なり」といへるは、我が國に於いて最も
 よく實現せらるゝを得。かの儒教の三年の喪の如き
 も、古來我が國、識者の間に異議の存する所にして、本居
 宣長が「失せにし親を、眞に思ふ心深くば、己が身をも、さ
 ばかりやつすべき物かは、身のやつれに病なども起り
 て、若し、はからずなくなりなどしたらんには、孝ある子
 といふべしやは」といひ、又「いと久しく身の務を缺かん
 も、要なき徒事なれば、悲しなからに、出で仕へんに、な
 ふことかあらむ」といへるも、亦一理あることなり。親

の組織を充實し、更に外に向つて、之を發展せしむることを期したり。^{よすむ}國民は「天の益人」と稱へて、人口の日々に増殖するものとし、産物豊にして利用厚生の道に缺くる所なく、生々繁榮して、國運の無窮に隆昌せんことを望みたり。而して、之が爲に多數の歸化人をも容れ、外國の文物をも輸入したりき。

單に外國の民族と文物とを包容するのみにして、之を同化する所なければ、未だ國家の内容を組織的に充實したるものとはいふべからず。我が國民は、よく外來の民族を同化して、純乎として日本民族たる意識を有せしむることを得たり。^{新撰}新撰姓氏錄の序には、「三韓

神別 三三五
貴皇朝 四四三
族 蕃朝 三三三
未定格 一九

の蕃賓、日本の神胤と稱し、時移り人易り、知つて言ふこと罕なり」といひて、姓氏の混亂して正し難きを慨したれども、是れ一面には同化作用の盛に行はれつゝありしことを示すものなり。天智天皇の御世、歸化人の學術に通ぜるもの五十餘人に、一時に位階を賜はりしかば、時人は謠ひて

「橘は おのが枝々 ^{なれ}なれ、ども 玉に貫くとき
同じ緒に貫く」

といへり。又、以て同化の實況を見るを得べし。是を以て、歸化民族の中にも、夙に忠君愛國の志氣に富み、大和魂の粹然として外に發現せるものあり。もとより、

坂田村著品

同化の行程に於いては、種々の厄難に遭遇せることなきにあらず。東の漢の一族は七不可を犯せりと稱せらる。蝦夷民族は恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。往古以來未だ王化にしたがはずと稱せられ、屢擾亂を起したりき。されども、此等の我が民族の間に包容せられたるものは、全然同化して、其の系統すら分ち難きに至れり。殊に、外國の文物に至りては、輸入せられたるもの甚だ多く、我が國の文明は、殆ど皆其の材料を外國に取らざるものなしといふほどなり。然るに、何時しか之を同化して、我が日本のものとなしたるなり。

上世我が國民は、國力の内に充實するのみならず、外に向つて組織的に擴張發展することを主義としたり。國光の宇内に發揚して、遠方より我に心服し來ることを理想としたり。祈年祭の祝詞に

辭別きて伊勢に坐す 天照大御神の 大前に白さ
 く 皇大御神の 見霽かします 四方のくには
 天の壁立つ極み 國の退立つ限り 青雲のたなび
 く極み 白雲の墜坐向伏す限り 青海原は 棹柁
 干さず 船艦の至り留る極み 大海に舟滿ち續け
 て 陸より往く道は 荷の緒結ひ堅めて 磐根木
 根踏みさくみて 馬の爪の至り留る限り 長道間

なく ^{荷物ヲ運テ} 立ち續けて 狭き國は廣く 峻しき國は平
 らけく 遠き國は八十綱打掛けて引寄する事の如
 く 皇大御神の 寄し奉^{ヨサ}らば
 といへるが如きは、我が上世に於ける崇高なる世界的
 理想の一端を窺ふに足るべし。

第九章 惟神道 日本古道

我が國性の美は現れて尊嚴なる國體を成し、建國の
 規模は六合を兼ね八紘を掩ひ、國運の發展は天壤と共
 に窮あらず。而して、此に基^孝づきたる道德は、祖先敬慕
 の精神を主として、忠と孝とは一體の徳を爲し、忠君と

愛國とは又離れて存せざ。各徳は一系の組織を爲し
 て何等の矛盾を生ずる所なく、純一にして之を知るに
 易く、之を知つて行ふに易し。此を我が國民道德の特
 質とす。

此等の國民道德は、既に上世にあらはれたる思想と
 事例とによりて、其の淵源を察するを得べし。而して、
 大伴氏が其の家訓に於いて、子々孫々に忠義の道を勵
 し、が如く、國民の間に相傳へて、教訓とせるもの、存
 せしは疑ふべくもあらず。されども、上世に於いては
 多くは事實として現れ、國民の風俗常識として傳りし
 ものにして、組織的の教義が存在しけんや、今全く之を

知るに由なし。此に組織を立て、解説を加ふるは、今日より古に遡りて其の意義を發揮し其の系統を明にせんが爲なり。

三種の神器を以て、儒教の智仁勇の三達徳上業の徳に配するものあれども、是れ後世の事なり。仲哀天皇の西征し給ひし時、筑紫の五十迹手、鏡劍璽の三器を獻じて、八尺瓊の勾カれるが如くに曲妙に御宇ミコしろしめせ。且つ白銅鏡の如くに分明アキラカに山川海原を看そなはせ。乃ち是の十握劍を提げて天下を平けたまへ」と祝せるに徴すれば、上古より三種の神器に道德の意義存せりとすべきも、直に此を以て儒教の三達徳に配すべきにあらず。

神器は神器として之を仰ぐを至當とすべし。

又、上世荒魂アラミタマ和魂ニギミタマと稱し、精神に發強剛毅を主とするものと、柔和仁愛を主とするものとありとし、更に和魂を分ちて幸魂サキミタマ奇魂キミタマとなし、其の身を守りて、幸あらしむるを幸魂とし、思慮辨別を加へて事を成さしむるを奇魂といひたりしが如し。此等は我が國民の倫理思想又は心理思想の淵源と見るを得べきものなれども、今其の詳を知るに由なし。

後世に至り、我が國上古の固有の道を稱して、神道又は惟神の道と稱するものあり。本居宣長は之を解して、たゞ神代より有り來しまにく、行ひて、聊もさか知處チ推理リ

神道海角
用明天皇時
用明紀
天皇信佛法
尊神道
孝徳紀
尊佛法
輕神道

らを加ふることなきをいふといへり。神道とは、外國の教義の傳來するに連れて、我が固有の道を自覺するに至りし名にして、初より其の稱ありしにあらず。されども、道を神に取りしは上世の事實にして、天祖の神勅は、深く人心に銘して、我が國の根本義となれり。又一婦人が其の子の不正を聞きて、我が御世の事、能くこそ神習はめ、又うつしき青人草習はめやといへるなど、神を範とする意を見るべし。されば、神道の名を以て我が固有の道に冠するは、當らずといふべからず。唯後世の神道と稱するものは、之を説く者の宗教的信念と道徳的思想とを混へて上世を臆測し、牽強附會の言

を爲せるものあるを以て、直に之を以て上世の眞を得たるものといふべからず。要するに、吾人は我が國性の由來を上世に尋ね、善美なる國民道徳の淵源を此に取るを以て足れりとすべし。

第十章 佛教

佛教は、傳來後久しからずして上下の歸依する所となりたれども、元來我が國民とは大に風土境遇を異にせる他民族の間に發達したる教義なれば、我が固有の思想風習と相容れざるもの少からず、其の餘弊も亦大なるものありき。是を以て、我が固有思想を刺撃して

其の自覺を促し、其の間に紛争を生じたることもありき。初め百濟の佛像經論を獻ずるや、朝廷は群臣に勅して、其の意見を諮詢し給へり。時に、物部尾輿等奏して曰はく、「我が國家の天下に王たるは、恒に天地社稷百八十神を以て、春夏秋冬祭拜むことを事とす。方今改めて蕃神を拜まんこと、恐らくは國神の怒を致したまはんと。是れ古來の敬神の思想が崇佛の思想と相容れざりしものなり。其の後、佛教の盛に行はるゝに至りても、敬神の信念は其の力を失ふに至らず。推古天皇は群臣に勅して、「今朕の世に當りて、神祇を祭祀すること豈怠あらんや」とて、神祇を祭らせ給へり。爾來敬

本地佛
垂迹の說を爲すに
至りて、佛教は益
其の根柢を固くし、
長く我が國の人心を支配したりき。

神と崇佛とは並び行はれ、僧侶が神佛を習合して、本地垂迹の說を爲すに至りて、佛教は益、其の根柢を固くし、長く我が國の人心を支配したりき。

佛教の世間に對して説ける所は、多くは現世を悲觀して濁惡の穢土となし、人倫を輕視して君親妻子を捨て、時としては佛法を重んじて王法を輕んずる傾ありしを以て、我が固有の民性が生々繁榮を理想として生を愛し死を忌み、我が國を重んじて神國と爲し、君臣父子の大倫を重んずるものと、やゝもすれば相容れざりしが如きことなきにあらず。是を以て、佛教は綱常を扶植するに力なく、一身の安心を求めて治平に實効な

十善
 不殺生
 不偷盜
 不邪淫
 不妄語
 不兩舌
 不惡口
 不綺語
 不貪身
 不瞋心
 不痴見
 不疑
 不悔
 不慢
 不憍
 不害

しとは、識者の屢論ずる所なりき。
 されども、我が國性は儼として萬古に存す。時に佛
 教の餘弊を帶ぶることなきにあらざりしも、固有の民
 性は之を取捨し、之を同化するに至れり。其の十善五
 戒、十惡五逆等の教訓は、徳目として屢、反復せられ、武家
 時代に行はれし禪の如きは、武士の心膽を練磨する用
 を爲し、我が國の精神界に宗教的安心と哲理的思想と
 を寄與したる効果は、看過すべからず。而して、其の教
 の我が國體と調和するに至りたるものは、國民道德に
 一種の宗教的權威を帶びしめたることもありき。
 要するに、佛教によりて我が國民が多年の經驗を積

孝
 父ヲ殺ス
 母ヲ殺ス
 阿羅漢ヲ殺ス
 佛身ヲ殺ス
 佛舎ヲ燒ス

み、之を取捨し、之を同化したる閱歴は、一面には我が國
 民の同化力を事實の上に立證するものにして、又他の
 一面には我が國と趣を異にする他國の文明に接觸し
 て、之を選択し同化する上に有益なる教訓を與へ、且つ
 宗教と政治道德等との關係を解決するに、種々の材料
 を提供せるものなりといふべし。

第十一章 儒教

儒教は、家族制を本としたる社會に發達せるものに
 して、國を治め天下を平にすることを理想とし、五倫五
 常などの徳目を立て、其の説く所、我が國固有の風俗思

五倫
 君臣
 父子
 夫婦
 兄弟
 朋友

孟にして我が國に來襲するが如きことあらば、身に堅甲を被り手に利兵を執り、孔孟を擒にして國恩に報ぜん。是れ即ち孔孟の道なり。堯舜文武にして禮義徳化を以て、我を服せんとするも、彼に臣從すべきにあらず。是れ即ち春秋の道なり、吾が天下の道なり」といひ、儒教の道を我に應用して國民の大義を闡明したり。徳川光圀を始とし、水戸學と稱する一派は、和漢歴史の對照によりて、一層我が國性の自覺を明確にし、大日本史の編述によりて、國體を重んじ名分を正しくする教を垂れたり。儒教の學說にして、我が國體に反することの最も甚しきものは、其の革命の説なりとす。水

戸の藤田東湖は「儒教の神州に決して用ふべからざるもの二あり。曰はく禪讓なり。曰はく放伐なり」とし、「赫々たる神州、天祖の天孫に命ぜしより、皇統一姓これを無窮に傳へ、天位の尊、猶日月の踰ゆべからざるが如し。萬世の下徳、舜禹に匹しく、智湯武に倖しき者ありと雖も、亦唯一意上を奉じて以て天功を亮くるにあるのみ」といへり。是れ實に徳川時代に儒教を學びて我が國體を闡明せるもの、斷案とすべし。此の他徳川時代の儒教を奉ぜるものにして、我が國民道德の意義を發揮するに與りて力ある者、甚だ多く、思想の上にも實行の上にも、明治維新の一大原因を爲すに至れり。

且つ、此等の儒者は、多くは佛教に對して峻嚴なる批判を加へて假借する所なく、日用彝倫の道を以て我が國民の教とし、當時社會の中堅たる武士の社會を始とし、廣く上下に行はれしかば、今日の國民道德の思想は、其の材料を儒教に取れるもの甚だ多し。而して、かく儒教を取捨して、我が國の用を爲さしむるに至れるは、一に國性の自覺と其の同化力の強きとに因ることを忘るべからず。

第十二章 國學

江戸時代以前に、唯一神道と稱し、神道の名の下に、儒

唯神道
ト部兼俱
是利未期ニテラ程
佛傳終全クモナリ

徳川氏初期人
吉川惟足

佛の意義を探りて、我が國の道なりと説くものありしが、此の時代に及びて益、其の發展を見るに至れり。出口延佳は我が固有の教を本として外教を輔翼とする主義を立て、天壤無窮の國體を説き、中外の分を明にし、神道を以て國教と爲さんとしたり。吉川惟足は我が神道を以て世界萬教の本宗と爲し、儒教は孝を以て五倫の第一とすれども、我が國は忠を以て第一とすといひ、漢土は文を主とし、我が朝は武を以て國を立つといひ、頗る我が國道德の特色を發揮する所ありき。此等神道家の説ける所は、當時の儒者の思想にも影響して國民的自覺を起さしめ、専ら外教に心醉する者をして

警省せしむる所ありき。

其の後荷田春滿、賀茂眞淵等によりて、我が國の古典を研究して、古道を闡明する學の行はるゝに至り、惟一神道の説く所などは外教の意義を混じ純粹の神道にあらずとし、力を極めて多年外國思想の我が國に混入せるものを淘汰し去らんとし、本居宣長其の説を大成し、平田篤胤盛に之を弘通せり。

荷田春滿歌つて曰はく

ふみわけよ

やまとにはあらぬ

唐鳥の

あとを見るのみ ひとの道かは

と。賀茂眞淵は、主として萬葉集の研究に力を注ぎ、兼

漢子傳神

ねて古事記、日本紀などの古典を涉獵し、其の所謂「國ぶり」大和魂、即ち我が國性を闡明せんことを力めたり。眞淵は、我が國の古道は天地自然の道にして、圓滿平易なるが特色なりとし、儒教を以て人爲の矯飾に過ぎ、人を奸佞虚偽ならしむるものとし、漢土に於いては君臣の道立たざるを難じ、我が國民に望むに「高く直き大和魂」を發揮せんことを以てしたり

本居宣長は眞淵の後を承けて、古事記の研究に畢生の心血を濺ぎ、其の精博なる學識を以て、純粹の古神道を明にせんとし、極力儒教に駁撃を加へたり。天祖を國民の親とも先祖とも君とも仰ぎ奉るべき國祖とし、

天壤無窮の神勅を以て道の根元大本なりとし、我が國の君位は自然の血統を基礎とするを以て絶對なりといひ、我が國の孝道の積極的なるべきを論じ、自國語を國民精神の表現として尊重すべきことを教へたるなど、以て千古の斷案とすべし。宣長は倭魂を説明して「なほくみやびやかなる神の御國の心ばへ」といひ、其の一首の詠

「しきしまの 大和心を 人とは」

朝日に匂ふ やまざくら花

といへるは、廣く國民に傳へらるゝ所なり。平田篤胤に至りては、國民道德上創見とすべきものは少けれど

も、其の豪宕の氣、該博の識、壯快の辯を以て、當年の思想界に風雲を起せる處、大に觀るべきものあり。

此等國學者の説ける所は、獨斷自信の極、時に偏見に陥る所なしとせざれども、當時の學界に國民的自覺を起さしめたる力甚だ強く、やがて王政維新の力ともなり、其の國民道德の發展に貢獻したる功績頗る大なりとす。

第十三章 武士道（上）

武士道は、武士と稱する社會の生ずるに至りて、其の間に發達したる道なれども、其の淵源は遠く上世にあ

り。武士道の淵源は、上世に於ける我が國民の道德的
 生活其の者にして、我が國民性の發現といふべく、大伴
 物部など武族の風俗に最もよく其の精神を見るを得
 べし。而して、當時に於ける、其等諸般の道德は、武士と
 いふよりは寧ろ丈夫といふ觀念と結びて統合せられ
 たりしが如し。「丈夫や」「丈夫我れ」と自ら呼びかけ「丈夫
 にして」「丈夫の心振起し」と自ら勵し、丈夫といふ自重の
 下に其の道を砥礪したり。

丈夫の特色とする所は、意氣壯烈にして、殊に武勇な
 るを尙び、「巖石すら行き通るべき丈夫」、「梓弓引きてゆ
 るべぬ丈夫や」などいひ、

爽

「千萬の 軍なりとも ことあげせず

取りて來ぬべき 男とぞおもふ」

と歌ひて人の行を送り、戰場に臨みては、額には矢は立
 つとも、背は矢は立てじ」とて、勇往直進誓つて卑怯未練
 の事なからんことを期し、

「丈夫の 心振り起し つるぎ刀 腰に取り佩き

あづさ弓 鞆とり負ひて」

と歌へる如く、爽颯たる英姿は當年の日本男兒の風尙
 たりしなり。

丈夫は、自制克己の意志の力に富めるを特色とし、徒
 らに感情の爲に制せらるゝを恥辱とし、一旦事あるに

臨みては、
 「大王の命かしくみ 妻別れ 悲しくはあれど
 丈夫の心振り起し とり装ひ 門出をすれば」
 とて、離別の悲を忍び、決然郷國を去つて奉公の任に就
 けり。

丈夫は極めて名譽を重んじ、丈夫は 名をし立つべ
 しといひ、
 「をのこやも 空しかるべき 萬代に 語り繼ぐべ
 き 名は立たずして」
 といへり。而して、其の名譽の標準とする所の、實に忠
 孝の道にてありしことは、大伴氏の家訓の歌最もよく

之をあらはせり。此の他、武甕槌神が、中國征討の爲に
 經津主神のみ推薦せられて、自ら之に與らざりしを憾
 みとし、豈唯經津主神のみ獨り丈夫にして吾は丈夫に
 あらざらんや」と慷慨せる、又
 「物部の臣の壯士は 大王の 任のまにく 聞
 くと云ふものぞ」
 と歌へるなど、丈夫の忠勇なる志氣を見るべし。
 斯く、丈夫は忠孝の至情の爲に武勇節義を磨きしか
 ば、決して殘忍強暴殺を嗜むが如きことあらず、種々の
 方面に美しき人情の流露するを見、情意兼ね備りて一
 種の慕はしき性格を爲せりき。藤田東湖が「後世に至

るに及びて、士猶廉恥を重んじ怯懦を卑み、名を汚し先
を辱むるを以て戒と爲し、忠義孝烈其の人に乏しから
ず。丹心血誠天日に誓ひ金石を貫きて、而して其の跡
迫らず、流風馨るが如く、餘情掬すべきもの、皆上世遺俗
の然らしむる所なり」といへるもの即ち是なり。

此の丈夫といふ思想は、其の昔、廣く上下の社會に通
ぜしものにして、やがて武士道の淵源といふべく、武士
の名と結びて其の道の行はるゝ時代となりても、丈夫
又は男子といふ自覺が常に之に伴ひて、道を磨くの動
機となれり。されば、此の丈夫の觀念は我が國の道德
史上甚だ重要なるものにして、輕々に看過するを得ざ

るものなり。

第十四章 武士道(中)

儒佛二教を始とし大陸文明の陸續として輸入せら
れ採用せらるゝに及びて、これに接觸するものは文弱
優柔迷信怯懦の習を馴致し、次第に我が國丈夫の質實
勇武なる風尚を失はんとするに至れり。殊に平安朝
の時代となりては、文華一時に絢爛たるが如きも、月卿
雲客は翰墨を弄び、詩歌管絃に耽り、經世實用の材なく
浮薄淫靡俗を爲し、政令行はれず盜賊出沒し、輦轂の下、
其の秩序を保つこと難きに及べり。此の時に當りて、

武勇の國風を失はざりしものは地方の士民にして、朝廷は此等に命じて、京師に更番して禁闕を護衛し、諸方の盜賊を追捕せしめたり。此に於いて、地方の豪族は、兵を養ひ力を蓄へ、軍事を以て常職とし、武門武士の階級を生じ、朝臣は和漢稽古の家と稱して廟堂に立ち、武士は弓馬の家と稱して地方に占據し、文武全く岐るゝに至れり。而して、源平二氏名族を以て崛起し、諸國の武士之に服屬するに及びて、武士の社會は天下の勢力となれり。

武士の社會の興起するに従ひ、古來の丈夫の風は益發達して、此に種々の風俗習慣をなすに至れり。當時

一般には、弓箭取る者の習假オラヒカリにも名こそ惜しく候へ。「軍の習命を君に奉りて戰場に罷出づる事なれば、再び歸參すべしと存ずべきにあらず。」勅定に依りて將軍に隨ふは是れ兵の法なり。「人生れて誰かは死を遁れん。老いて死するは兵の恨なり。其の恩を食んで其の死を去らざるは又兵の法なり」などいひ、一族一黨の習としては、我等が家に生るゝ者は幼けれども心は猛しところ申すに、かく不覺なる事を宣ふものかな。「渡邊黨の習として、一目なれども敵を目に懸けて置かず」などいへるもの、即ち是なり。

斯く、武士道は其の初武士生活の實際の要求と經驗

逆臣となりぬべし。『君は君たらずといへども臣は以て臣たらざるべからず。父は父たらずとも子は以て子たらざるべからず』といへり。彼と云ひ此と云ひ進退此に谷れり」と嘆じぬ。情理兼ね盡して去就の際に惑はざりしは、よく我が國民の大義を明にせるものといふべし。

此の他、當時の武士道は、武勇を主とし、儉素を尙び、禮儀作法を慎み、極めて其の實生活に適切なる道德を獎勵したるが、其の最も重んじたるは、名譽廉恥なり。其の勇敢決烈にして、死を輕んじ職に殉じたるは主として名譽を尙び恥辱を忌みたるによる。而して、其の名

譽とする所は、單に一身の上に止らず、一門及び主家の上に就いて殊に之を重んじたり。是れ亦我が國民性の一發現といふべし。

第十五章 武士道(下)

政權武門に歸し、霸府鎌倉に開くるに及びて、多數の武士の心は幕府に歸嚮し、終には幕府の恩に報ゆることを主として朝廷に盡すことを念とせざるに至り、武士道は國家的意義少く、次第に武門的のものとなれり。然れども、武士社會の上流に位せるものは、大義を忘るることなく、國體を輕んずることなかりき。北條泰時

の貞永式目は、武士の風俗の法制の方面にあらはれたるものなるが、其の首に敬神の重んずべきことを規定せり。又、元寇の國難に際して、北條時宗は、「永く帝祚を扶けん」「永く皇室の砥柱と作らん」との祈願をこめ、地方の武士は平素の私怨を忘れて義勇公に奉じ、頗る國民的精神を發揮したるものありき。然れども、武士社會の大勢は、次第に國民の大義を忘るゝ傾あるを免れざりき。

やがて吉野朝の時代となり、南北の紛争起るや、吉野の朝廷は、國體の常道に復したるを以て、士民は大義によりて王事に盡瘁し、一族一門を擧げて忠節に殉ぜし

もの少からず。楠木正成の精忠は萬古國民の龜鑑となり、其の子正行が父の遺訓を體して皇室を護り戦死を遂げたるは、忠孝一致の好模範なり。北畠親房は其の子顯家の戦歿を稱して、「忠孝の道こゝに極まり侍りにき」といへり。此の如き事例、當時に甚だ多く、其の芳烈は長く後世の範とすべし。

吉野朝の頃より中央の政令地方に行はれず、足利氏其の職を盡さざるに及びて、武士道は益、地方的となり、國民的の意義を實際に觀ることを得るもの殆ど存せず。大道湮晦して皇室は益、微運に傾き、將軍以下主従相圖り骨肉相殘ひ、所謂下尅上の世となりて紛争亂麻

の如く、遂に戰國群雄割據の時代を出現せり。唯此の際とても名教は未だ全く地を拂ふに至らず、室町時代の初斯波義將は、武士の死處を論じて、天皇將軍の爲に忠死するを以て其の道を得たるものとせり。戰國の時代にも、群雄の中心を皇室に傾くるものあり、織田氏豊臣氏等によりて、國民の大義が事實の上に示さるゝことゝなり、引いて江戸時代に入れり。

武士道は其の初め我が國民の常識を本として、心法徳目等を多く佛教に取る所ありしが、室町時代に至り材料を儒教の教訓に取るもの次第に多く、江戸時代に及びて世俗世俗の武士道を批判するに儒教の學説を以て

し、次第に其の思想の内容を深くし、多少組織的に之を説くものあるに至れり。三宅觀瀾が武士の廉恥心を評して、所謂廉恥は、竟に人に廉に人に恥づるものにして、自廉自恥にあらざるなり。其の外を慕ひ名に徇ふ卑陋にあらざるも、亦唯悻々然たる小丈夫のみといへるが如き、當れるものなきにあらず。當時武士道を組織的に説きたるものは、多くは、材料を儒教に取り、或は之に參するに神佛の道を以てし、或は専ら神道によるものもありき。又、淺見綱齋の如きは、一に宋儒の説に基づきて、武士の教を立てんとしたり。

①初め武士の道とする所は、専ら軍事を職とする者の

淺見綱齋
三宅觀瀾

風俗なりしが、實權武門に歸して武士の政務に携はるに及び、文武兼備を理想とし、其の道とする所は社會生活の諸方面に及び、江戸時代となりては材料を諸教に取りて我が國民の道德たるに至れり。今日の國民道德は、時勢の變遷により武士道と其の面目を異にする所ありといへども、其の根本の内容實質に至りては、同じく一體の國性を基礎とするものなれば、異なるべくもあらず。吾人は、往昔の武士が發展し得たる道德の後を承けて之を現代に適用し、更に之を雄大に善美に發展せしめざるべからず。

徳川時代、武士
 金銭を嫌り

第十六章 明治維新と國民道德

江戸時代に於いて道德の研究盛に行はれ、綱常を扶植して大義を明にせるもの、國典を攻究して國體を闡明せるもの、其の身の禍に罹るを顧みずして忠君愛國の精神を鼓舞し身を以て之に先んずるもの、相續いて輩出し、終に明治維新の機運を作るに至りたり。其の初は、霸府の政治が國體の常道を失し、且つ皇室に對し專横を極むるを慨し、國民道德の思潮は主として尊王の大義に集注せしなり。其の後、西力東漸して、邊境の騷然たるに及び、國民の愛國心は勃然として興り、外人の驕慢を挫いて、皇國の獨立を完全に擁護せんとし、忠

君の思想と相結びて尊王攘夷の思潮は澎湃として全國を震盪せり。今日より之を見れば、其の説は廣く世界の事情に通ぜず、甚だ頑迂なるが如きものありといへども、其の根本精神は我が國民の至性に發するものにして、國民としての自覺と自重とを深くするに至りたるは、明なる事實なり。

而して、此等の志士には、一般武士のみならず農商等より出でたる者亦少からず。是れ國性の自覺に因るものにして、國民道德の一大發展なりといふべし。會澤安が「人、貴賤となく我が神州に生を享けたる者にして、天下の變故を睨視して黙々言ふことなきに忍びざ

西門外見
石田梅岩

るなり」といひ、吉田松陰の「普天^左率土の民、皆天下を以て己の任と爲し、心を盡して以て天子に事へ、貴賤尊卑を以てこれが隔限を爲さざる、是れ神州の道なり」といへるが如き、又以て國民的自覺の高潮に達せるを見るべし。斯くて、内國家の組織を堅くし、外世界に對して其の獨立を全うせんとするには、國性の根本要求に従ひて、幕府は政權を返上し王政の復古せざるを得ざりしなり。

明治維新の世となるや、叡明なる天子上に乾綱^{改定本}を統攬し給ひ、忠良なる臣民下に之を贊襄し奉り、卓厲風發以て其の大業を完成し、皇國の隆運を開きたり。明治

天皇は建國の本義と時運の變遷とに鑑みて、五條の御誓文に宏遠の國是を定め給ひ、維新の宸翰に於いて、朕幼弱ヲ以テ粹ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サルナリ」と宣ひ、次いで「朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タルニ背カサルヘシ」と宣ひ、其の天職を盡させ給ふが爲には、「朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖

ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦メンコトヲ恐ル故ニ朕コ、ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ンコトヲ欲ス」と述べさせ給へり。之を拜するもの誰か感激せざらん。臣民は聖旨を奉體して黽勉以て事に従はんことを誓ひ、諸侯は版籍を奉還して國家の統一を完全にし、上下一體となり、萬民力を合せて時局を開發したり。維新以來我が國運の隆昌するもの豈偶然ならんや。

第十七章 維新後の西洋文明と時代思潮

智識を世界に求むるは、大に皇基を振起せんが爲なり。明治元年政府の令したる學則には、「國體を辨明して名分を正すべき事」漢土西洋の學共に皇道の羽翼たるべき事」などを以てせり。是れ國民道德の要義により、世界文明に對する方針を示したるものといふべし。然るに、當時實施したる所を見るに、主として江戸時代に發達したる國學儒學によりて、國民の徳教を立てんとしたるものゝ如し。

されども、當時國學儒學を修めし者の説く所は、多くは時勢の進運に應ずるに足らず。西洋の新文明は滔

滔として海潮の如く流れ入り、其の新奇なる思想文物は一世の人心を動して、舊を棄て新を競ふの風盛となり、從來國民道德の眞義を發揮したる思想風俗も措いて顧みず、一に之を目するに舊弊を以てし、西洋の學術を取り其の風習に摸するを以て開化と爲し、海外文明の光に眩惑して、時代の思潮は外に向ひて内を忘るゝ傾をなせり。

當時西洋の文明にして、我が國民の注意を惹くこと最も強かりしものは、所謂物質的文明なり。之が爲に人心は功利に熱中し、教育は智育の一方に偏し、之と共に其の個人本位の思想に由來する政治道德の制度學

説なども傳へられ、遂にこれを以て範となさんとするものあるに至れり。是を以て、民主共和の空想に驅られ、自由民権は當時の通語となり、普通教育に於いて修身道德を説くにも國體民性を異にする歐米の書を以てし、文教風俗一に彼を模倣し、殆ど我が國體の尊嚴なるを忘れたるが如き状を呈し、其の歐化の風潮の極に達せる明治十七八年頃の世態に至りては、實に識者をして寒心せしむるものありき。

然れども、是れ時代思潮の趨向する方面に過ぎず。多年の間に涵養せられたる國民精神は、隱然として一大勢力を有したり。明治天皇は維新當初の國是によ

り、宇内古今の大勢を達觀して著實に國歩を指導し給ひ、明治四年には「風俗ナル者移換以テ時ノ宜シキニ隨ヒ國體ナル者不拔以テ其勢ヲ制ス」と仰せられ、明治九年憲法の起草を命じ賜ひし時は、「我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シテ以テ國憲ヲ定メントス」と宣ひ、明治十五年には我が國軍人の道德を訓諭し給へり。此の勅諭は、我が國體を本とし、從來發達したる武士道の粹を集めて、國民的武士道を大成し給ひしものとも申し奉るべきものなり。而して、我が國は國民皆兵の制度なるを以て、軍人への勅諭は即ち全國民の奉體遵守すべきものにして、國民の道德はやがて勅諭

の中に示し給へる如く、天地の公道、人倫の常經なり。又此の年、天皇には儒臣に命じて、幼學綱要を編して、明倫修徳の要義を示し、彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本邦ニ採用スル未タ其要ヲ得ス」と宣へり。

主上の徳教に軫念せさせ給ふこと既に此の如くなるのみならず、政府も亦此に觀る所ありて、明治十四年頒布したる小學校教員心得には、今夫小學校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナ

ラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ」といひ、漸次に我が國民としての教育に注意するに至り、其の後民間にも外國との對比によりて一層國體の自覺を強くし、我が皇室は萬世無缺の全璧にして、人心收攬の一大中心なり。我が日本の人民は、此の玉璧の明光に照されて、此の中心に輻輳し、内に社會の秩序を維持して、外に國權を皇張すべきものなり」といひ、或は「本邦の皇室は、本國と共に悠久なるものにして、萬一皇家に變動あらば、すなはち本國の變動にして、皇家の安泰なるはすなはち本國の安泰なるものなり」とて國民を警醒する者生じ、國粹の保存を唱へて歐化の風潮に對抗

和漢書海記卷之
皇朝を治す
明治十四年

西洋文明
皇朝を治す

するものも生ずるに至れり。これを明治二十年の頃
に至るまでの我が國精神界の大勢なりとす。

第十八章 教育に關する勅語

明治初年以來の歐化の風潮に對して、此に國民の自
覺生ずるに従ひ、我が國の精神界は甚しく混亂の情態
に陥り、隨つて國民の徳教も其の統一する所なきに苦
めり。當時全く舊思想を捨て、其の文明國と稱する
所の西洋の宗教又は倫理學に依らんとするものあり。
新文物を拒絶して、舊思想を墨守せんとするものあり。
或は兩者を混用せんとする者あり。而して、其の新思

國粹保存主義
西化主義反對

想といひ、舊思想といふものも、各互に見る所、取る所を
異にし、人々其の意の向ふ所に従つて自説を主張し、紛
々擾々少しも定る所なく、國民は適從する所に迷ひて、
國家の精神的統一は破壊せられんとする有様なりき。
此の時に當り、我が國民道德の大綱を提示し、以て其の
思想を統一せられたるものは、教育に關する勅語なり。
聖勅一たび發せられて、群議迹を絶つ。當時に於いて、
此の勅語の發布は、實に雲霧を披いて天日を仰ぐが如
く、我が國の精神界に永久不滅の光明を掲げられたる
ものといふべし。
社會は活物なり。國運は常に進歩せざるべからず。

時代の思潮が屢變遷するは敢へて怪むに足らず。されども、我が國民道德の根本義は、常に勅語の外に出づることあるべからず、又實に出づることを得ざるなり。何となれば、勅語に示されたるものは、我が國性に基つき古今中外に通じて謬る所なき絶對普遍の道なればなり。今、聖旨を服膺するに就いて、最も注意すべきことは、其の實踐の方法の穩健にして中正なるべきことなり。勅語は國民道德の大綱を示し給へるものなれば、實地に適用するには、其の方法を定めざるべからず。若し其の方法にして、空想に馳せて著實を缺き、矯激を事として中正を失するが如きことあらば、縱令其

の動機は之を恕すべくとも、其の結果に於いては道に違ふに至らん。世態は複雑にして、人情の動搖常に止む時なし。邪說其の間に生じ、詭言其の隙に生ず。吾が國民たるもの、氣を靜にし、心を平にし、自ら取るべき所を知らざるべからず。

穩健中正の方法とは他なし、我が國性を本として、參するに祖先の範例と遺訓とを以てし、更に世界大勢の趨く所を洞察して、現代の世局に適切ならんことを期するに在り。道の大本は固より古今中外に通じて變ずることなしといへども、其の實踐の形式に至つては、古に可なるもの必しも今に適せず、外に用ひらるゝも

の必しも中に効なし。拘泥に陥らず摸擬に流れず、而して虚妄詭激に失することなく、著々として歩武を大道に進むるを要す。聖旨深遠にして優渥なり、之を履踐して其の道を誤らざるは、國民の責なり。

今や我が國は、幾千年の光榮ある歴史を有し、絶美の國性を備へて、列國の間に立ち、國民活動の範圍は世界の全局に及ぶ。世界日進の大勢は暫くも停る所あらず。我が國民は、國力を充實して宇内の公道に進み、一歩も人文の隆運に後るゝことあるべからず。且つ、我が國は古來東洋の文明を採用し、近時は歐米の文明を輸入したり。此等東西文明の精粹を我が國性に同化

し融合して、雄大なる新文明を作成し、之を世界に弘布することは、我が國民の天職とすべき所ならずや。

彼を思ひ此を考ふれば、吾人は一日も因循姑息なるを得ず。光榮ある歴史を父祖に受け、益之を發展して子孫に傳ふるは、是れ現代國民の任務なり。明治天皇の御製に曰はく

「國といふ くにの鑑と なるばかり

みがけますらを やまと魂」

と。吾人國民たる者、無限の皇恩と父祖の德澤とに對し、奮勵努力以て忠孝の美風を發揚せざるべからず。

日十二月一年四正六
濟定檢省部文
書科教科身修校學範師

師範修身書 六終

師範修身書 六

九六

大正三年十月十六日印
大正三年十月十九日發行
大正三年十二月廿七日訂正印刷
大正三年十二月三十日再版發行

師範修身書卷六

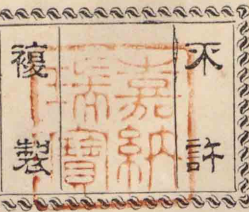
定價金貳拾六錢

著者

嘉納治五郎

著者

亘理章三郎



發行兼

金港堂書籍株式會社

代表者

原亮一郎

發行所

東京市日本橋區
本町三丁目十七番地
振替貯金口座番號
東京八八一五番

金港堂書籍株式會社

社會式株刷印清日

